



【東京・地震fax】15条プレス、1F軽油タンク水しぶきメモ
宛先: [redacted] 天野直樹 様, 太田 聡 様

2011/03/11 18:06

Cc: [redacted]

原子力安全・保安院
原子力防災課 天野様、太田様

東京電力の [redacted] です、お世話になります。

題記について、スキャンデータをfaxの代替としてお送りします。

=====
東京電力株式会社
原子力運営管理部 運転管理グループ

Email: [redacted]
TEL : [redacted] 03-6373-1111 (代表)



【東京・地震fax】1F軽油タンク水しぶき.pdf



【東京・地震fax】1F_15条プレス.pdf

17:40 70L2

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象の発生について

平成 23 年 3 月 11 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

本日、当社・福島第一原子力発電所 1 号機（沸騰水型、定格出力 46 万キロワット、2 号機および 3 号機（沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット）は定格出力一定運転中のところ、午後 2 時 46 分頃に宮城県沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

上記 3 プラントにおいて、2 系統ある外部電源のうちの 1 系統が故障停止し、外部電源が確保できない状態となり、非常用ディーゼル発電機が自動起動しました。

その後、午後 3 時 41 分、非常用ディーゼル発電機が故障停止し、これにより 1、2 および 3 号機の全ての交流電源が喪失したことから、午後 3 時 42 分に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく特定事象が発生したと判断し、第 1 次緊急時態勢を発令するとともに、同項に基づき経済産業大臣、福島県知事、大熊町長および双葉町長ならびに関係行政機関へ通報しました。

今後、非常用ディーゼル発電機が停止した原因等を調査し復旧に取り組んでまいります。

(お知らせ済み)

その後、1 号機および 2 号機の非常用炉心冷却装置について、注水流量の確認ができないので、念のため午後 4 時 36 分に、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象が発生したと判断しました。同項に基づき経済産業大臣、福島県知事、大熊町長および双葉町長ならびに関係行政機関へ通報しました。

その後、1 号機については水位監視が回復したことから、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項を解除しましたが、再度、1 号機について午後 5 時 7 分に、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象を適用しました。

以上

(お問い合わせ先)

福島第一原子力発電所
広 報 部
TEL 080-6026-7931

16-547062

原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象の発生について

平成23年3月11日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

本日、当社・福島第一原子力発電所1号機（沸騰水型、定格出力46万キロワット、2号機および3号機（沸騰水型、定格出力78万4千キロワット）は定格出力一定運転中のところ、午後2時46分頃に宮城県沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

上記3プラントにおいて、2系統ある外部電源のうちの1系統が故障停止し、外部電源が確保できない状態となり、非常用ディーゼル発電機が自動起動しました。

その後、午後3時41分、非常用ディーゼル発電機が故障停止し、これにより1、2および3号機の全ての交流電源が喪失したことから、午後3時42分に原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象^{*1}が発生したと判断し、第1次緊急時態勢を発令するとともに、同項に基づき経済産業大臣、福島県知事、大熊町長および双葉町長ならびに関係行政機関へ通報しました。

今後、非常用ディーゼル発電機が停止した原因等を調査し復旧に取り組んでまいります。

放射線を監視している排気筒モニタの指示値は通常値と変わっておらず、現時点において外部への放射能の影響は確認されておりません。詳細について、引き続き調査してまいります。

以上

*1 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく特定事象

原子力災害対策特別措置法は、原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護することを目的としている。このため、原子力発電所で一定の事故・故障等が生じた場合に適切な初期動作の確保と迅速な情報の把握が出来るよう、原子力災害対策特別措置法第10条で国、県および市町村に原子力の事故・故障を通報することが義務付けられている。通報の必要な事故・故障には原子炉が非常停止できない場合や原子炉への給水が喪失した場合等いくつかの事象が規定されている。

(お問い合わせ先)

福島第一原子力発電所
広報部
TEL 080-6026-7931

宮城県地震における当社設備への影響について

【午後4時30分現在】

平成23年3月11日

東京電力株式会社

本日午後2時46分頃に宮城県で発生した地震による、当社設備への主な影響を以下の通りお知らせいたします。

※下線部が新規事項

【原子力発電所】

- ・ 福島第一原子力発電所 1～3号機 地震により停止
(4～6号機は定期検査中)
- ・ 福島第二原子力発電所 1～4号機 地震により停止
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 1、5、6、7号機は通常運転中
(2～4号機は定期検査中)

※ なお、いずれの原子力発電所においても、放射線を監視している排気筒モニタの指示値は通常値と変わっておりません。すなわち、現時点において外部への放射能の影響は確認されておりません。

【火力発電所】

- ・ 広野火力発電所 2、4号機 地震により停止
- ・ 常陸那珂火力発電所 1号機 地震により停止
- ・ 鹿島火力発電所 2、3、5、6号機 地震により停止
- ・ 千葉火力発電所 2号1軸 地震により停止
- ・ 横浜火力発電所 8号4軸 地震により停止
- ・ 大井火力発電所 2、3号機 地震により停止
- ・ 五井火力発電所 4号機 地震により停止

【水力発電所】

- ・ 福島県内15発電所、栃木県内3発電所、山梨県内3発電所、群馬県内1発電所が地震により停止

【流通設備等への影響】

- ・ 那珂変電所 地震により停止
- ・ 新茂木変電所 地震により停止

【当社サービスエリアにおける停電状況】

- ・ 約 405 万軒が停電中

【当社サービスエリアにおける電気の安定供給確保にむけた取り組み需給状況】

- ・ 新信濃変換所からの応援受電 60 万 kW
- ・ 佐久間変換所からの応援受電 30 万 kW
- ・ 東清水変換所からの応援受電 10 万 kW
- ・ 当社の電力設備が大きな被害を受けたことにより、今後の電気の供給力が不足する恐れがあります。お客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、不要な照明や電気機器のご使用を控えていただくなど、節電へのご協力をお願いいたします。

【その他】

- ・ 切れた電線には絶対にさわらないでください。
- ・ 福島第二原子力発電所 1、2 号機サービス建屋において一時的に火災（ポヤ）が発生しておりましたが、16 時 7 分に鎮火を確認しております。

以 上

宮城県地震における当社設備への影響について

【午後3時30分現在】

平成23年3月11日
東京電力株式会社

本日午後2時46分頃に宮城県で発生した地震による、当社設備への主な影響を以下の通りお知らせいたします。

【原子力発電所】

- ・ 福島第一原子力発電所 1～3号機 地震により停止
(4～6号機は定期検査中)
- ・ 福島第二原子力発電所 1～4号機 地震により停止
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 1、5、6、7号機は通常運転中
(2～4号機は定期検査中)

【火力発電所】

- ・ 確認中

【流通設備等への影響】

- ・ 確認中

【当社サービスエリアにおける停電状況】

- ・ 約405万軒が停電中

【その他】

- ・ 切れた電線には絶対にさわらないでください。

以上

17:45. 9 NO.4.5軽油不付近の白く臭之灰そのは尖煙ではない。

水しふ"子"であった。(17:15連絡1F. NO.5,6重油不付は。
NO.4.5軽油不付のあゆみ"子"1F.)

9 高温油ウキカク灯達屋 南側にあり重油不付
防油提カ"子"油カ"あゆみ"子。